

仕様書

1 業務の目的

この業務は、「市立伊勢総合病院ホームページ運用保守業務委託」に対する所要の保守および運用支援業務を委託することにより、市立伊勢総合病院ホームページシステム（以下「システム」という。）が常時、正常かつ安定して稼働できるようにするとともに、円滑な運用が行えるようにすることを目的とする。

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

3 業務の対象

「市立伊勢総合病院ホームページ改修業務委託」にて構築された CMS システムの提供およびその運用に関わる業務を対象とする。

4 業務の範囲

この業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1)保守業務
- (2)運用管理業務
- (3)運用支援業務

5 業務履行条件

受注者は、いかなる場合においても速やかに障害に対応するため、緊急連絡窓口を設置することとする。

6 業務場所

サービス提供データセンター、市立伊勢総合病院、その他市立伊勢総合病院が認める場所とする。

7 業務内容

当該業務の目的及び業務履行条件に基づいて、次の各項に掲げる内容の業務を行うこととする。

(1) 保守業務

ア 保守体制

保守業務が遅滞なくできるよう、十分な保守体制を整備すること。24時間体制の保守対応を行い、平日9:00～17:00は、運用保守、サポート体制窓口が対応し、その他の時間帯については、緊急時の連絡体制を構築すること。

イ システム障害時の修復業務

障害が発生した場合は、迅速に対応するとともに、市立伊勢総合病院に対応策と復旧までの見込み時間を連絡し、ホームページに障害対応中である旨の表示をすること。また、復旧後に再発防止策を提示する。

なお、市立伊勢総合病院が障害を発見した場合は、電話、電子メールでの連絡により迅速に対応する。

ウ OS、システムパッケージ、データベース等の修正プログラムの適用

OS、システムパッケージ、データベース等の修正プログラムの適用については、これらの修正プログラムがリリースされた際は、適用の可否及び実施日時を検討し市立伊勢総合病院と見積り協議の上、対応を調整すること。

(2) 運用管理業務

ア ログイン履歴の解析

病院本体、看護部、研修医ページ及び総合診療教育研究センターページのそれぞれのログイン試行履歴を管理し、外部からの不正なアクセスを未然に防ぐこと。また、その結果を毎月報告すること。

イ バックアップ

定期的にデータベース、サーバーの、全バックアップを行い、万一データが消失した場合でも速やかな復旧が可能な体制を提供すること。また、バックアップの状況を毎月報告すること。

(3) 外部からの悪意のあるアクセスへの対策をとること。

WordPress本体のメジャーバージョンアップが必要な場合、費用は別途見積り

協議し、両者の同意の元に実行する事とする。WordPress バージョンアップに伴い、使用している 9 個のプラグインソフトも最新のセキュリティーバージョンに変更し、動作確認を行うこととし、動作に問題がある場合は代替のプラグインを提案する事とする。

(4) 運用支援業務

(5) 市立伊勢総合病院からの問い合わせ対応窓口の設置

市立伊勢総合病院からの問い合わせは、平日 9:00~17:00 に電話・FAX・E-Mail にて対応すること。また、電話等で解決されない場合は、訪問しサポートすること。

ア アクセスログ分析

年 1 回、アクセスログの分析を行い、改善提案を行うこと。

イ データエクスポート

契約終了時には、コンテンツデータ及びダウンロードファイルを提供すること。

ウ コンテンツの更新

原則コンテンツの更新は市立伊勢総合病院の職員がするものとするが、特殊なコンテンツやシステムの改修が必要なコンテンツについては、市立伊勢総合病院と見積もり協議した上で別途費用にて行うこと。

8 見積方法

年額税抜きで見積ること。

9 特記事項

(1)市立伊勢総合病院への報告は、文書によるものとし、各項の規定に従い速やかに提出するものとする。

(2)委託料の支払いは、4 ヶ月毎とし、受託者が 4 ヶ月毎に発行する請求に対し市立伊勢総合病院が請求書を受領した日から 30 日以内に月額分の請求額を支払う。

(3)本委託業務について、委託業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし市立伊勢総合病院の承認を得た場合は再委託業者名及び所在地を明示の上これを行うことができる。その場合、市立伊勢総合病院と受託業者との個人情報保護及び機密事項保持等契約事項全てにおいて再委託業者に対してもこれを適用する。

(4)受託者は、本委託業務の履行にあたり、市立伊勢総合病院あるいは対象者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(5)本委託業務を履行するにあたっては、伊勢市個人情報保護条例、伊勢市契約規則をはじめとする、関係法令、規則を熟知したうえで、遵守すること。

10 その他の留意事項

(1)業務を行うことにより知り得た情報については、一切第三者に漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

(2)業務を行うにあたり生じた疑義については、双方協議を行い、その対応を決定することとする。